

議第8号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

岐阜県土木関係手数料徴収条例の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)			
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等
(1)の部～(39)の部 (略)				(1)の部～(39)の部 (略)			
(40) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転、大規模な修繕若しくは模様替に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の部分～建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査の部分 (略)	300	1通をもって1件とする。	(40) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転、大規模な修繕若しくは模様替に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の部分～建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査の部分 (略)	400	1通をもって1件とする。
(40)の2の部・(40)の3の部 (略)				(40)の2の部・(40)の3の部 (略)			
(40)の4 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	開発行為の許可の申請に対する審査の部分～開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の部分 (略)		1通をもって1件とする。	(40)の4 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	開発行為の許可の申請に対する審査の部分～開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の部分 (略)		1通をもって1件とする。
	開発登録簿の写しの交付の項 (略)				開発登録簿の写しの交付の項 (略)		
	法の規定により既になされた許可、確認又は検査を受けた旨の証明書の交付	350			法の規定により既になされた許可、確認又は検査を受けた旨の証明書の交付	400	
	開発行為等に適合している旨の証明書の交付	350			開発行為等に適合している旨の証明書の交付	400	

(40)の4の2の部 (略)

(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この部から(40)の5の3の部において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	一戸建て住宅		<u>14,000</u>	1申請をもつて1件とする。
			一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>24,000</u>	
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>38,000</u>	
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>62,000</u>	
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>98,000</u>	
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>148,000</u>	
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	<u>250,000</u>	
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>316,000</u>	
				1棟の戸数が300を超えるもの	<u>358,000</u>	
			その他の場合	一戸建て住宅の項 (略)		
一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>110,000</u>				
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>172,000</u>				
	1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>334,000</u>				

(40)の4の2の部 (略)

(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この部から(40)の5の3の部において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	一戸建て住宅		<u>15,000</u>	1申請をもつて1件とする。
			一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>25,000</u>	
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>40,000</u>	
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>66,000</u>	
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>105,000</u>	
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>159,000</u>	
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	<u>268,000</u>	
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>339,000</u>	
				1棟の戸数が300を超えるもの	<u>384,000</u>	
			その他の場合	一戸建て住宅の項 (略)		
一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>114,000</u>				
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>181,000</u>				
	1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>355,000</u>				

の申請（ 法第9条 第1項の 規定によ る譲受人 を決定し た場合又 は同条第 3項の規 定による 管理者等 が選任さ れた場合 における 変更の認 定の申請 を除く。 ）に対す る審査	1棟の戸数が25を超え 50以下のもの	<u>594,000</u>
	1棟の戸数が50を超え 100以下のもの	<u>1,017,000</u>
	1棟の戸数が100を超え 200以下のもの	<u>1,876,000</u>
	1棟の戸数が200を超え 300以下のもの	<u>2,678,000</u>
	1棟の戸数が300を超え るもの	<u>3,279,000</u>

長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の項（略）

(40)の5の 2 既存 住宅の増 築又は改 築に係る 法第5条 第1項か ら第5項 までの規 定に基づ く長期優 良住宅建 築等計画 の認定の 申請及び	既存住宅の 増築・改築 に係る長期 優良住宅建 築等計画認 定手数料	登録住宅性 能評価機関 が交付する 住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律第6条 の2第5項 に規定する 確認書若し くは住宅性 能評価書又 はこれらの 写しを添付 する場合	一戸建て住宅	<u>20,000</u>	1申請をも つて1件と する。	
			一戸建て住 宅以外の住 宅	1棟の戸数が5以下のもの		<u>35,000</u>
				1棟の戸数が5を超え1 0以下のもの		<u>56,000</u>
				1棟の戸数が10を超え 25以下のもの		<u>92,000</u>
				1棟の戸数が25を超え 50以下のもの		<u>146,000</u>
				1棟の戸数が50を超え 100以下のもの		<u>221,000</u>
				1棟の戸数が100を超え 200以下のもの		<u>374,000</u>
				1棟の戸数が200を超え 300以下のもの		<u>472,000</u>

の申請（ 法第9条 第1項の 規定によ る譲受人 を決定し た場合又 は同条第 3項の規 定による 管理者等 が選任さ れた場合 における 変更の認 定の申請 を除く。 ）に対す る審査	1棟の戸数が25を超え 50以下のもの	<u>634,000</u>
	1棟の戸数が50を超え 100以下のもの	<u>1,088,000</u>
	1棟の戸数が100を超え 200以下のもの	<u>2,012,000</u>
	1棟の戸数が200を超え 300以下のもの	<u>2,874,000</u>
	1棟の戸数が300を超え るもの	<u>3,520,000</u>

長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の項（略）

(40)の5の 2 既存 住宅の増 築又は改 築に係る 法第5条 第1項か ら第5項 までの規 定に基づ く長期優 良住宅建 築等計画 の認定の 申請及び	既存住宅の 増築・改築 に係る長期 優良住宅建 築等計画認 定手数料	登録住宅性 能評価機関 が交付する 住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律第6条 の2第5項 に規定する 確認書若し くは住宅性 能評価書又 はこれらの 写しを添付 する場合	一戸建て住宅	<u>21,000</u>	1申請をも つて1件と する。	
			一戸建て住 宅以外の住 宅	1棟の戸数が5以下のもの		<u>37,000</u>
				1棟の戸数が5を超え1 0以下のもの		<u>59,000</u>
				1棟の戸数が10を超え 25以下のもの		<u>98,000</u>
				1棟の戸数が25を超え 50以下のもの		<u>156,000</u>
				1棟の戸数が50を超え 100以下のもの		<u>237,000</u>
				1棟の戸数が100を超え 200以下のもの		<u>401,000</u>
				1棟の戸数が200を超え 300以下のもの		<u>507,000</u>

法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定の申請を除く。）に対する審査	その他の場合	一戸建て住宅	1棟の戸数が300を超えるもの	536,000		
			一戸建て住宅	72,000		
			1棟の戸数が5以下のもの	162,000		
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	255,000		
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	499,000		
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	888,000		
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1,522,000		
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	2,811,000		
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	4,013,000		
			1棟の戸数が300を超えるもの	4,915,000		
既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の項（略）						
(40)の5の3	長期優良住宅維持保全計画認定手数料	登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条	一戸建て住宅	20,000	1申請をもつて1件とする。	
			一戸建て住宅	1棟の戸数が5以下のもの		35,000
			一戸建て住宅	1棟の戸数が5を超え10以下のもの		56,000
			一戸建て住宅	1棟の戸数が10を超え25以下のもの		92,000

法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定の申請を除く。）に対する審査	その他の場合	一戸建て住宅	1棟の戸数が300を超えるもの	575,000		
			一戸建て住宅	73,000		
			1棟の戸数が5以下のもの	169,000		
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	270,000		
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	531,000		
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	950,000		
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	1,632,000		
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	3,017,000		
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	4,310,000		
			1棟の戸数が300を超えるもの	5,280,000		
既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の項（略）						
(40)の5の3	長期優良住宅維持保全計画認定手数料	登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条	一戸建て住宅	21,000	1申請をもつて1件とする。	
			一戸建て住宅	1棟の戸数が5以下のもの		37,000
			一戸建て住宅	1棟の戸数が5を超え10以下のもの		59,000
			一戸建て住宅	1棟の戸数が10を超え25以下のもの		98,000

良住宅維持保全計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>146,000</u>	
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>221,000</u>	
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	<u>374,000</u>	
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>472,000</u>	
		1棟の戸数が300を超えるもの	<u>536,000</u>	
	その他の場合	一戸建て住宅		<u>72,000</u>
		一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>162,000</u>
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>255,000</u>
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>499,000</u>
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>888,000</u>
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>1,522,000</u>
1棟の戸数が100を超え200以下のもの			<u>2,811,000</u>	
1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>4,013,000</u>			
1棟の戸数が300を超えるもの	<u>4,915,000</u>			
長期優良住宅維持保全計画変更認定手数料の項 (略)				
(40)の6の部～(59)の部 (略)				
備考 (略)				

2 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

良住宅維持保全計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>156,000</u>	
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>237,000</u>	
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	<u>401,000</u>	
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>507,000</u>	
		1棟の戸数が300を超えるもの	<u>575,000</u>	
	その他の場合	一戸建て住宅		<u>73,000</u>
		一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>169,000</u>
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	<u>270,000</u>
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	<u>531,000</u>
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	<u>950,000</u>
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	<u>1,632,000</u>
1棟の戸数が100を超え200以下のもの			<u>3,017,000</u>	
1棟の戸数が200を超え300以下のもの	<u>4,310,000</u>			
1棟の戸数が300を超えるもの	<u>5,280,000</u>			
長期優良住宅維持保全計画変更認定手数料の項 (略)				
(40)の6の部～(59)の部 (略)				
備考 (略)				

2 (略)